

付帯メニュー定義書  
【早期加入キャンペーン】

2020年10月1日

株式会社ところざわ未来電力

付帯メニュー定義書【早期加入キャンペーン】（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社ところざわ未来電力（以下「当社」といいます。）のところんでんき約款にもとづき計算される電気料金の一部を割引きする取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯メニュー（以下「早期割」といいます。）は、期間限定の「特別割引メニュー」です。

### 1. 実施期日

本定義書は、2020年10月1日より適用します。

### 2. 適用条件

当社は、以下のすべての条件を満たす電気需給契約に「早期割」を適用します。

（1）電気需給契約の申込みが以下の条件を満たしていること

- ① 2020年10月1日から2021年3月31日までの間に申込みが当社に届いていること
- ② 申込みがインターネット上の当社ウェブサイトから行われていること
- ③ 新たな電気需給契約の申込みであること（以前、当社との電気需給契約にもとづいて電気の供給を受けていた需要場所と同一の需要場所の電気需給契約を再度当社に申し込んだ場合及び中止・停止していた電気の使用を再開した場合はこれを満たしません。）。

（2）当社に対して、上記（1）の条件を満たす申込みが100件を超えてあった場合においては、100件目に該当する申込みが当社に届いた日までに申込みが届いていること。

（3）電気の供給開始日が2021年1月1日から2021年4月30日であること。

なお、インターネットの障害等の理由により上記（1）又は（2）を満たさなかった場合、天候等の理由により上記（3）を満たさなかった場合、その他当社の責めに帰すべき事由によらずに上記（1）～（3）を満たさなかった場合であっても、「早期割」は適用しません。

### 3. 割引内容（割引を行う期間、割引金額の計算方法）

当社は、2. 適用条件に定める条件を満たす電気受給契約には、以下の割引を行う期間の電気料金について、以下の方法により計算した金額の割引を行います。

（1）割引を行う期間

2. 適用条件に定める条件を満たす電気需給契約の電気の供給開始日から6か月を経過した後の最初の検針日から3か月間に行われる検針日において料金を算定される

## 期間

なお、割引を行う期間が終了したとしても、当社は、お客さまに対して、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

### (2) 割引金額の計算方法

上記(1)の期間中に行われる検針日において料金が算定される期間の料金は、割引を受けるときに適用されている契約種別に応じて、トコロんでんき約款によって料金として算定された金額(消費税込み)から次によって算定された割引額を差し引いたものとしします。なお、トコロんでんき約款第22条にもとづき基本料金を日割計算する場合には、割引額は、日割計算後の基本料金を基準に算定するものとしします。

- ① トコロンプランB、トコロンプランC、トコロン電力プラン、再エネプランB、再エネプランC、再エネ電力プランに申込のお客さま

割引額

＝トコロんでんき約款によって料金として算定された基本料金×100パーセント

- ② トコロンプランA、再エネプランAに申込のお客さま

割引額＝トコロんでんき約款によって料金として算定された最低料金×100%

## 4. 適用廃止

当社は、以下の場合には、以下に定める日の翌日以降、「早期割」を適用しません。

- (1) 電気需給契約を終了・解約する場合

トコロんでんき約款第39条(お申し出による需給契約の終了)による終了日または第41条(解約等)による解約日

- (2) 2. 適用条件(1)において申込みがされた電力需給契約の契約種別が変更された場合

当社と一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日以降の最初の検針日

## 5. 早期割の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、トコロんでんき約款第4条(約款の変更)に準じます。

- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前

の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、トコロんでんき約款第4条  
(約款の変更) に準じます。